

第2回尾張旭市下水道使用料等検討会議要旨

- 1 開催日時
令和6年2月19日（月）
開会 午後3時
閉会 午後4時40分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎3階 講堂1
- 3 出席者
伊藤 雅一、利行 淳、佐藤 庸子、伊里 智裕、山本 都、鬼頭 裕哉 6名
- 4 欠席者
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
上下水道部長 松野 宏美、経営政策課長 酒井 直年、
経営政策課長補佐 山崎 光代、下水道課係長 山田 能靖、
浄化センター係長 白木 雄介、経営政策課主事 横田 里奈
- 7 議題等
(1) 課題の共有と改善への取組みについて
(2) 使用料改定の必要性について
- 8 会議の要旨

| | |
|-----------------|--|
| 事務局 (経営政策課長) | 定刻となりましたので、只今から「第2回尾張旭市下水道使用料等検討会議」を始めさせていただきます。 最初に上下水道部長から御挨拶申し上げます。 |
| 事務局 (上下水道部長) | (挨拶) |
| 事務局 (経営政策課長) | 続きまして、会議に先立ち皆様に連絡事項が2点ございますので、説明させていただきます。 まず1点目は、「会議の公開について」でございます。 本会議につきましては、公開の対象となっております、市民の皆様には会議の開催をホームページなどでお知らせし、希望される方については会議を傍聴していただくこととなっております。 なお、会議開催後には、本日の会議録などの資料も公開いたしますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いたします。また、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、御承知おきください。 次に、2点目として、本日の資料の確認をさせていただきます。 ●まず、本日の「次第」が1枚 ●次に、資料1「スライド資料」が1部 |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>●資料2「都市計画基礎調査ゾーン区分図」、資料3「市街化調整区域における居住区域の状況」が各1枚、</p> <p>●資料4「使用料収入推計結果」「収益的収支推計結果」「資本的収支推計結果」をホチキス留めしたものが1部、</p> <p>以上の資料を、予め配布させていただいております。</p> <p>資料の不足がございましたら、事務局までお声がけください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ここからの会議の進行は、会長にお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>皆さんこんにちは。本日は第2回目の検討会議にお集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、前は第1回目ということで、事務局から尾張旭市の下水道事業の概要と経営状況、経営戦略の改定などについての説明がありました。これを踏まえて本日は、今後の下水道事業の課題や改善に向けた取組について議論した後、使用料改定の必要性とその方向性についてのお話をする予定です。</p> <p>前回に引き続き、難しい内容もあると思いますので、疑問点や質問があれば、事務局の説明の後にお尋ねください。また、御意見についても、積極的に発言をお願いします。</p> <p>それでは、議題1「課題の共有と改善への取組について」に入ります。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 (下水道課係長) | (説明) |
| 会長 | <p>ありがとうございました。只今説明いただきました内容につきまして、御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。</p> |
| 構成員 | <p>・スライド資料5ページの経費回収率は収入見込み÷整備費用で計算されていますが、維持管理費用を含めなくてよいのですか。</p> <p>→維持管理費を入れてシビアに回収率を出すと、市街化調整区域で100%を超えるところはなくなってしまいうため、ここでは、整備費用に対する回収率を敢えて出しています。</p> <p>・他県では市街化調整区域は下水道の整備をしないところも多いですが、本市が市街化調整区域の下水道を整備する方針になった経緯、また、市街化調整区域の下水道整備をしている他市の状況を教えてください。</p> <p>→平成26年の国の方針が、下水道と浄化槽を比較してより経済的な整備方法を選択することになってきたため、市内全域で下水道の整備を行う方針になっていました。ただし、現在は下水道と浄化槽の比較だけではなく、下水道の経営的な観点が判断基準に入ってきたことから、他市で市街化調整区域の下水道整備をやめているところもあり、本市でも市街化調整区域の下水道整備について検討していく必要があります。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| 会長 | 続きまして、「(2)処理場の将来的なあり方について」事務局から説明願います。 |
| 事務局 (浄化センター係長) | (説明) |
| 会長 | ありがとうございました。只今説明いただきました内容につきまして、御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。 |
| 構成員 | <ul style="list-style-type: none"> ・汚水の処理速度が速くなると、費用は抑えられますか。 →処理速度をコントロールすることは難しいですが、汚れを分解する微生物に空気を送る機械を電気効率の良いものに変えることで、費用を抑えることは可能です。 ・田んぼに大量発生したアオコを微生物で除去する事例がありますが、これを応用することは可能ですか。 →処理場でも汚れを分解するために微生物を活用しております。また処理能力をあげる方法のひとつとして、本市ではまだ採用していませんが、微生物を効率よく使う技術の導入も考えられます。 ・浄化槽の汚水はどのように処理されますか。 →仕組みとしては処理場と同じですが、浄化槽の中で微生物によって分解された汚水のうち、うわ水は側溝に流し、汚泥などはバキュームカーが回収します。回収した汚泥などはし尿処理場で処理されます。 ・東西処理場を1系列ずつ増設する予定とのことですが、人口増であった現行の総合計画に対し、来年度からの新しい総合計画の人口見通しでは人口が減少していく見込みですが、それでも処理場の増設は必要になりますか。 →人口減少と新技術の開発を考慮して、今後、増設について検討していきたいと考えています。 ・1系列増設するには、いくら費用がかかりますか。 →西部浄化センターの第2系列を増設した際には、約30億円かかりました。 ・新技術とはどのような技術ですか。 →微生物の分解能力を向上させる担体というブロック状の汚泥を投入することや、メンブレンという膜状の省スペースの処理設備の導入などが考えられます。 |
| 会長 | 続きまして、「(3)水洗化率向上について」事務局から説明願います。 |
| 事務局 (下水道課係長) | (説明) |
| 会長 | ありがとうございました。只今説明いただきました内容につきまして、御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。 |
| 構成員 | <ul style="list-style-type: none"> ・水洗化人口が増えなければ処理場の増設が必要ではなくなる可能性もあるかと思いますが、水洗化率の向上を目指していきますか。 →現在、使用料で賄うべき費用を全て賄えていないため、収入を増や |

すために水洗化率の向上は目指していきます。

・融資あっせん制度と雨水貯留施設転用補助制度を利用した方は何人ですか。

→昨年は、融資あっせん制度を利用した方が4人、雨水貯留施設転用補助制度を利用した方が2人です。

・雨水貯留施設転用補助制度の財源は何ですか。国の制度ですか。

→市の制度です。単独処理浄化槽などを合併処理浄化槽に切り替えるのは、国・県・市の補助制度があります。

・本市の浄化槽のうち、合併処理浄化槽の割合はどのくらいですか。

→他市と比較すると単独処理浄化槽が少し多いですが、合併処理浄化槽の方が大きい割合です。

・浄化槽と下水道の個人に係る費用はどちらが安値ですか。

→環境省によると、合併処理浄化槽の年間の維持管理費は65,000円、下水道の使用料は、2ヶ月40m³の場合29,000円、60m³の場合45,000円と下水道のほうが安値です。

・接続に関する補助制度を実施する見込みはどのくらいですか。

→公平性の観点から低い見込みです。

・市街化調整区域を除いて、水洗化率が100%になった場合、処理場の増設はしなくてよくなるのですか。

→増設しなくてよい見込みが出てきます。

・経営的な観点から考えると、赤字のところを更に増やすということは考えにくく、増設しなくて済むならその方がよいと思います。環境保全のために市街化調整区域を含めた市内全域を下水道処理にして、その赤字分を市街化区域の人にも負担を求めるのか、下水道事業として判断が難しいところですね。

→はい。また、整備区域の話とは別に、最近では、全国的に水がきれいになりすぎて漁業などに影響が出ている地域もあることから、敢えて水質基準を満たすぎりぎりの水質で処理している処理場もあります。本市においても、より水がきれいになる高度処理という処理方法ではなく、処理能力を維持できる標準活性汚泥法という従来の処理方法のままの改築を行うことで、増設が不要となるかもしれないため、そういった改築方法についても検討していきたいと考えています。

・下水道で処理した水と合併処理浄化槽で処理した水の水質は同じですか。

→下水道の方が水質としてはよくなりますが、先ほどの話にあったとおり、よくなりすぎることも問題となることがあり、処理場全体として基準となる水質をクリアできればよいので、来年度からその調査を始めます。標準活性汚泥法での改築更新が可能であれば、処理場の増設も不要になるかもしれません。

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>会長</p> | <p>1 課題の共有と改善への取組みについての説明が終わりました。 (1)市街化調整区域の整備については、……です。 (2)処理場の将来的なあり方については、……です。 (3)水洗化率向上については、……です。 (……は構成員の意見をまとめた内容) 続きまして、「2 使用料改定の必要性について」、事務局から説明願います。</p> |
| <p>事務局 (経営政策課課長補佐)</p> | <p>(説明)</p> |
| <p>会長</p> | <p>ありがとうございました。只今説明いただきました内容につきまして、御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。</p> |
| <p>構成員</p> | <p>・今後の経営状況の見通しで現金残高は○になっていますが、長期的に見ると赤字が続く以上、現金残高は減り続けるため、○という判断でよいですか。 →先々の更新費用を考えると十分でないことは理解しておりますが、令和元年に策定した経営戦略では、下水道使用料の3か月分である2億円の確保が基準になっているため、ここでは○としました。</p> <p>・スライド19ページの動力費を算出するときは、物価上昇を考慮しなくてよいのですか。 →動力費は水量の伸びがスケールメリットとなって単価を抑えられる側面もあり、物価上昇も見込むと過大になってしまうため考慮していません。</p> <p>・修繕費の見込みは出せるのではないですか。 →修繕費には、計画修繕と突発修繕があり、数年先の費用を見積もることは困難のため、ある程度の金額を枠で確保している状況となっています。</p> <p>・処理場の増設をしなければ、使用料の改定に影響がありますか。 →処理場の増設に係る建設改良費は不要になるが、使用料で賄う必要がある維持管理費には今回の改定では大きな影響があるわけではないです。</p> <p>・汚水処理原価を教えてください。 →令和4年度は157.7円です。</p> <p>・仮に市街化調整区域を下水道の整備区域から省き、供用開始区域の水洗化率を100%にしたとして、処理場の増設をしない場合の使用料の算定はしていますか。 →算定はしていませんが、令和4年度の経費回収率が83%になっているため、100%以上にする必要はあると考えます。</p> <p>・増設しない場合を想定した資料は今後必要になってくるのではないのでしょうか。 →長期的に見れば使用料改定に影響が出てくると思いますので、今後</p> |

| | |
|--------------------|---|
| | 説明をしていく場面では資料を用意したいと思います。 |
| 会長 | 続きまして、「(2)使用料改定の必要性」と続けて「(3)使用料改定の目標と方向性(案)」について、事務局から説明願います。 |
| 事務局 (経営政策課課長補佐) | (説明) |
| 会長 | ありがとうございました。只今説明いただきました内容につきまして、御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。 |
| 構成員 | <p>・改定率を30%にすると、一般家庭ではどの程度値上げになりますか。</p> <p>→3人世帯、2か月、40m³使用で1,400円程度の値上げ。4人世帯、2か月、50m³使用で2,000円程度値上げ。区分等については、次回以降の会議で検討を予定しております。</p> <p>・スライド30ページの公費負担分の基準内繰入金と基準外繰入金の説明をお願いします。</p> <p>→基準内繰入金は、令和4年度で御説明すると、国が定めた基準の150円を超えて汚水処理にかかった費用7.7円が一般会計からの繰入金となるもので、基準外繰入金は、150円から使用料単価124.5円を差し引いた25.5円、つまり使用料収入では賄い切れない分を繰入金としてもらうものです。</p> <p>・改定率30%という数字は、処理場の増設の有無により変わりますか。</p> <p>→今回の算定期間は令和9～12年で、増設をしたとしてもまだ完成していない時期のため、30%の改定率には影響がないと考えています。次の改定するときには、そのときに決まっている方針の算定期間内での影響を勘案して算定し、必要な改定率で改定していくことになると思います。</p> <p>・使用料改定は市民生活に大きな影響を与えるため、下水道事業として改定幅を抑えるような余地がありますか。</p> <p>→経営改善は行っているものの、改定幅を抑えられる余地はあまりないと考えています。</p> <p>・使用料改定以外の経営努力については、改定の際に説明が必要になると思います。</p> <p>→処理場の増設の有無が関わってきますが、増設しない場合には、例えば処理場の余剰用地での発電といった有効利用が考えられますので、今後検討していきたいと考えています。</p> <p>・近隣市町の改定の状況について教えてください。</p> <p>→近隣市で改定済は春日井市のみです。春日井市は30%と15%の2段階で改定を実施し、今の使用料は本市よりは高い水準になっています。瀬戸市・長久手市は改定の検討中です。参考に愛知県内で最近改定したところの状況を資料としてお配りします。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 会長 | 最後に、次第3のその他につきまして、事務局から説明願います。 |
| 事務局 (経営政策課長) | <p>それでは、事務局より次回の検討会議について御説明いたします。</p> <p>次回の会議につきましては、年度が替わりまして、令和6年7月中旬を予定しております。開催日時につきましては、新年度になってから調整させていただきますが、現時点で予定が決まっている期間などがありましたら、教えていただくと助かります。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日お伺いした御意見以外にもお気づきの点がございましたら、直接事務局へ御連絡くださいますようお願いいたします。内容によりませんが、次回の会議で回答させていただく等の対応をいたします。</p> <p>その他事項としては、以上でございます。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもちまして、第2回尾張旭市下水道使用料等検討会議を閉会といたします。</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。</p> |